

第2回西和賀町議会定例会

令和元年6月14日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで税務課長、生涯学習課長より発言を求められております。

最初に、税務課長の発言を許します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。12日の一般質問における高橋和子議員による国保税についての答弁において、一部補足と訂正がありますので、先にその点についてご説明いたします。

国保税滞納者に対する滞納処分の差し押さえについては、現在実施していないと答弁申し上げましたが、これは国保税滞納事案に係る滞納処分実績が現在はないという意味で申し上げたものであり、処分要件が整った場合は法律に基づいて滞納処分が執行される場合もございますので、補足の上訂正させていただきます。

それでは、答弁を保留していた国保税滞納者が生活保護状態となった場合の滞納税の取り扱いについてお答えいたします。滞納処分については、地方税法及び国税徴収法に準拠することになりますが、いずれの法律においても滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その滞納処分の執行を停止することができるとされており、生活保護状態となった滞納者の滞

納税の取り扱いについては、その滞納者の家族構成や資産状況等によりケースは分かれるものの、地方税法や国税徴収法で定める納税処分の停止措置を講ずる可能性が高くなります。

なお、滞納処分の停止期間中において、納付資力の回復があった場合は停止処分を解除しなければならないことから、財産調査は継続して実施されることとなります。さらに、滞納処分の停止とは納税義務そのものが消滅するものではないことから、財産調査とあわせてそのような滞納者の方々との折衝も定期的に行っているところでございます。

以上です。

議長 このことについて、和子議員さんは質問ありますか。

（なしの声）

議長 続きまして、生涯学習課長の発言を許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 おはようございます。昨日の深澤議員さんからの一般質問での質問で回答を保留にしていたことについて回答します。

平成27年度から30年度の志賀来スキー場の維持管理費の合計額を2,823万円と言っておりましたが、そのうちクロスカントリーの部分に係る維持管理費については幾らかという質問についてですけれども、昨日話した維持管理費の2,823万円は、スキー場のほかに志賀来ロッジとキャンプ場の維持管理費も含まれた数字となっております。圧雪車やスノーモービル、管理人の人件費などはアルペンとクロスカントリーの両方を合わせて管理しておりますし、ま

た電気料についてもロッジやキャンプ場、リフト、あと夜間照明など一括で請求されているため、なかなか明確に区分するというのが難しい状況になっております。

そうした中でも、アルペンとクロスカントリーではないと明確にわかる経費を差し引きしますと、2,409万円になります。このうち、純粋にクロスカントリーに要した経費は407万円です。これは、昨年の照明工事とか、重機借り上げ料の整備費と志賀来スキー場活用調査業務の委託料です。そうすると、残り2,002万円になりますけれども、アルペンとクロスカントリーに係る共有経費が2,002万円になります。明確に分けることができませんので、それぞれの利用人数で案分し計算すると、クロスカントリー分の経費は1,157万円となります。先ほどの整備費と合わせると4年間で1,560万円がクロスカントリーの維持管理費に該当したものというふうに考えます。

以上です。

議長 これに対する質問ございますか。

(なしの声)

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

昨日の刈田議員さんの条例改正の議案の際に保留にしていた分ですけれども、地区公民館の使用料についてですが、昨年度の収入金額は1万5,000円となっております。

以上です。

議長 これに対する質問ございますか。

刈田敏君。

1番 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。質問はありません。一言申し添えておきたいと思っておりますけれども、全体として条例を基本どおり、条例に沿った運用をしているのかということが1点あると思います。それは、解釈とやり方はあると思います。ただ、今までのやり方でいいのかということは少し疑問でありますので、やっぱりもう一度精査して、

統一した中で条例の運用をしていただくようにお願いしたいと思いますし、これ以上言いませんけれども、やはりその上で金額を上げるとかというのは甚だ話にならないのではないかと思います。判断のもとでの話ですけれども、いずれ条例をきちっと守りながら進めないといけないものではないかなということ添えておきたいと思っております。

以上です。

議長 答弁はよろしいですね。

(はいの声)

議長 それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第20号 西和賀町開発総合センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 おはようございます。ただいま上程になりました議案第20号 西和賀町開発総合センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

開発総合センターの状況を踏まえ、関係規定を整理するとともに、開発総合センターは西和賀町立公民館条例において太田地区公民館として位置づけられていることから、町立公民館の使用料との均衡を図り、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。第5条第3項を削除し、第5条関係の別表、総合センター使用料を全部改正するものです。

1、普通使用料は、使用区分及び時間を現状に合わせ、使用可能な区分を会議室のみとし、午前8時30分から正午まで550円、正午から午後5時まで880円、午後5時から午後10時まで1,320円に改めるものです。

次に、2、特別使用料として、(1)、暖房料、(2)、休日使用料及び(3)、利用時間延長については、町立公民館の使用料と同様の内容に改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 西和賀町開発総合センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第21号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

利用形態を明確し関係規定を整理するとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が制定され、消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正しようとするものであります。

4ページ、新旧対照表をごらんください。第

2条及び第3条において、利用実態に合わせジャンプ台及びスノーモービルランドを廃止するとともに、開設期間及び時間について施設ごとに明確化するものです。

使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、第5条関係の別表中、1、リフト使用料、3、その他の施設使用料及び4、備品使用料を表のとおりそれぞれ改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 中を見ますと、スノーモービルランドというのは文章的にはなくなったということですが、スノーモービル利用というのは一般に向けてということだと思うのですが、この事業は続くということのようであります。利用実績については存じ上げないのですけども、一般に貸し出すということで、しっかりと安全性が保たれているのかどうか、例えば走行範囲をしっかりと決めての貸し出しということになっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

スノーモービルにつきましては、レジャー的な使用ではなくて、クロカンの練習の指導用のために貸し出しをするものです。クロカンのコースは長距離にわたりますので、林の奥のほうに指導者が行くときとかの際にスノーモービルを貸し出すということで、燃料費とかもかかりますので、使用料の料金を設定させていただいているものです。

安全性については、毎年度シーズンの始まりの際に、スノーモービルのオーバーホールなど

の点検も行っております。あと、安全のための自賠責保険にもしっかり入っております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ということは、そういうノルディックのときのみ使用ということで、一般には貸し出さないということでのよろしいのですね。それだと安心なのですけれども、例えば一般の方、ノルディックの練習用のみの貸し出しだということがわかるような文言が入っていてもいいのかなと思います。いかがですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
スノーモービルランド自体を廃止しますので、ノルディック専用のコースになりますので、スキー場の備品ということの扱いになります。

議長 高橋輝彦君。

6番 普通に一般というふうな文言であるものですから、やはり勘違いするということもあるのだと思うのです。この条例をごらんになった方で、例えば借りたいなという一般の方もないとも限らないのではないかなと。しっかりした条例をつくっておく必要があるのではないかなと、今後少し検討していただければなと思っております。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
運用の面でしっかりとその部分は区分できるように改めていきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今のことに関連してなのですけれども、ではスノーモービル、町内のスポ少のノルディック指導者とかへの減免といいますか、今までの使用と変わらなく使用できるということではないのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
今まで無料で貸し出しはしていたのですけれど

ども、燃料費などの負担がありますので、条例施行後は有料で利用していただきたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 金額については、ここに書かれている金額で、減免はなしということですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
減免の予定はありません。

議長 高橋宏君。

8番 実質1時間で指導者がコースの奥に行きますと1時間で済まないわけですが、練習時間が。そうすると、そのたびにこの金額でいくと2,000円なり、3,000円なりかかると。その負担は、スポ少のコーチというか、スポ少全体の負担になっていくわけなのですから、それでも減免はしないということなのではないのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
負担をしていただきたいというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 実費という言い方で言いますと、このぐらいの金額取らなくてもいいと思いますし、町内の方に関して実費ということであれば、この金額でなくて、油を持ってきましたよ、油を入れましたよ、油は満タン返していますよということでやるのだったらわかるのですけれども、この金額取るというのはまた別の使用料ということになると思うので、実費はいただくという表現であれば、満タンにしておいたのに対して、使った分は満タンでお返ししましたよというふうにして確認したほうがいいと思っておりますけれども。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
燃料費のほかにもオーバーホールとか維持管理費もかかっておりますので、負担をお願いしたいというふうに思っております。

議長 3回制限はあるのですけれども、答弁が全体を網羅した形の答弁になっていないので、質問者が何度も質問すると思います。今までの流れの関係も踏まえて判断して答弁するようにしてください。

高橋宏君。

8番 かかるのはわかるのですけれども、実費という表現からいきますと、町外も町内も同じであれば、そのとおりクロスカントリーの普及のことを昨日からいろいろ言っているのですけれども、その流れに反するような形の措置だと思われま。この前の料金設定を取り下げたということに関してでもですけれども、関係者と相談して、来年度からは実費いただきますよという話が行っているのか、行っていないのか。実質ちょっとこれでは、クロスカントリーの方々への負担がふえるばかりで、コース料金は取らないけれども、こっちはいただきますよというのが……。詳しい説明の中にもなかったのです、資料説明。今たまたま同僚議員への説明から来たのですけれども、これは新たに取りますというのであれば、ちゃんとここ説明していただかないと、知らぬ間にいろんな面で減免がありますよという話だったので、このまま減免していただけるのかなという思いで、確認の意味で質問したのですけれども、これは町外も町内もかかわらずいただきますと言われると、それは町内のスポーツ振興とクロスカントリーの振興には反する考え方ではないかなと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

議長 今の答弁なのですから、町としての対応なので、今のような形で方向性を定める場合は当然町長まで話が行くと思いますが、その辺はどのような話になっているか、町長の考えを示していただいたほうがいいと思うのですが。

細井町長。

町長 ただいまスポーツ振興の面から、町内に対して料金はどのように考えているのだというような質問だったというふうに思います。これ

については今までの歴史の中ではほとんど当事者が負担することなく育成してくることができた、そういう時代であったというふうに思います。しかし、今後やっぱりいろんな面でそれなりの必要料金の、全額とは言わないでも、必要と思われるものの負担をしないと行政全体がやっていけないという視野から、相応の負担をいただきたいということでの条例の提案ということでございます。

議長 高橋宏君。

8番 住民説明会でも料金設定の話が出たときに、料金は400円ですけれども、町内の方々は減免なので、今までと変わりませんよという説明を受けました。でも、実質スノーモービル代金が1時間1,040円かかるという説明は全然受けていないのです。関係者にしてみると、全然変わらないですよと言われたのに、1,040円かかりますよと、これは説明がなかったとしか言いようがないのです。実費を取るというのであったら、さっきのとおり、実費はいただきますよと、町も苦しいですよと、であれば、油はわかりました、入れます、では満タン返ししますからねという話をするのだったらわかるのですけれども、このままの規定で取りますというのであれば、今までと変わりませんよという説明はうそだったとしか言いようがないと思うのですけれども、住民説明会でもそのように説明していますから、2カ所行きましたけれども、そういう説明をしましたので、これだと関係者からは絶対反発、関係者でなくてもですけれども、説明していなかったというふうになると思うのですけれども。

(休憩願いますの声)

議長 休憩します。

午前10時27分 休 憩

午前10時39分 再 開

議長 休憩を解きます。

細井町長。

町長 ちょっと時間をいただきました。

住民説明会で、照明施設を設置したことによって必要なかかる料金を徴収、いただくということを説明しておりますが、それと同じ考え方に従って、スノーモービルについても必要料金がかかっていますので、料金を設定して徴収するということにしますが、これも減免規定を適用するという事で対応していきたいと思いません。

議長 高橋宏君。

8番 町内のクロスカントリー、スポ少に対する具体的な減免はどの程度というか、実費なのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 減免の具体的な内容については、今後検討させていただきます。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、これから検討していただくということですので、クロスカントリーの場合のスノーモービルは、きのうも言いましたように、カッターつき圧雪車がない関係で、スノーモービルを使って2人1組でコースをつけていきます。それに時間がかかるのと、先ほど言いましたように、コーチが奥のほうに行ってお子たちを見る場合は、スノーモービルで行って、ほとんどエンジンをかけないで見ています。ですから、1時間幾らというふうにとられてしまうと、1時間ずっと走りっ放ししているわけではないということをおわかっていただいて、クロスカントリー関係者もただというわけにはいかないよねという話は昨年からいただいています。実費は払わなければいけない、こういう燃料代とか冬の暖房費とかという話はしていますので、関係者と話し合いをしながら、実費負担ということに関しては関係者ももうわかっていると思えますので、両者が納得した形で進めていただければと思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 2点ほどお伺いいたします。

まず1つは、減免についてこれまでどのような取り扱いをしてきたのかという点を1点。

それから、当たり前にも今までも料金を払わなくてははけなかったものを減免したということですね。それでは、やはりこれからとしては減免に関してその都度、やり方ですね、その都度書類を出してやるのか、いろんなやり方あると思うのですけれども、この辺も十分考えながら進めていってはいかがかと思うのですけれども、その点はどうですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 今減免規定についてでございます。こちらのほう、今志賀来のスキー場でございますけれども、ほかの部分もそのような状況になっております。ご心配されている公民館もそのような状況になっていたと覚えておりますが、減免の規定がこのように書かれております。第6条、「町長は、公益上特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる」という一文だけです。すなわち、公益上特別な理由というのが何なのか、どのようなときに減免が働くのか、そういった部分がきちんと明記されていない。町長が認めるときはというだけで、では町長に請願を申請すれば全て通るのかというような状況になってしまいますので、それは条例としてどうなのかなというところをちょっと考えるところでございます。したがって、この条例第6条につきまして、もう少しきちんと考えて、このようなときには減免がかかるというような部分を考えていかなければならないなという問題意識をまず1つ持っているところでございます。ただ、これまでこのような条文ですので、その都度そのような形で減免がされてきているという状況でありました。

もう一つ、では減免を規定どおり働かせる場合にどうするのかという手続の部分でございます。その都度というのも考えられると思えますし、月ごとにいついつやるというのがわかっているのであれば、それもわかる範囲の計画性の

中で減免の申請ができると思いますし、もしくはこのような運動施設を使う場合に、毎週何曜日だとか、シーズンのうちに何日と何日と何日は使わせてもらいたいとか、そういった部分については、その都度その利用団体と申請の仕方について考えながら、進めていく必要もあるのかというふうに思っております。

議長 刈田敏君。

1番 今までは、そこまでは特別町長の判断でやってきたということですが、余りにもこれではなかなあ過ぎると思います。きちっとした、当たり前にはただではないということに住民に今までも知らせるべきだったと思いますし、手続等をきちっとやらないと、この辺から活性化していかないと全ての面が大変になると思うので、やっぱり決まりは決まりだということをやっていないと、その上で減免ということを書いていかないと、住民としては理解に苦しむ問題が出てくると思うのですけれども、その点は町長いかがですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま刈田議員さんがご指摘のとおりで、全くそのとおりでございます。今回の見直しを機にきちんと決まりは決まり、そして減免するものはするということを明確にして、その手続を執行して進めていくということを目指しての内容でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 1点確認したいと思いますが、きのうの一般質問の延長でもないのですが、ノルディックコースの使用料金の問題であります。これは、町政懇談会でもこの表に基づいて町民に説明しておるわけでありまして、我々も全員協議会でこの内容については説明を受けて、新たな料金設定をするということで400円の説明を受けたわけですが、先ほど同僚議員も削除の部分について触れておりましたけれども、議会基本条例に基づく資料説明会において総務課長

が、この議案第21号については全員協議会の内容から一部変更があるということで、使用料の部分については提案内容の再協議が必要と判断したことから、その部分を削除して提案させていただきますということで、我々には説明したわけでありましてけれども、町政懇談会でそれぞれ町民にこの内容説明しているわけでありまして、その分についての、例えば今の場合において、それぞれひかり放送で町民は聞いているわけですから、そういうことの必要性は感じないのかどうかということと、先ほどの例も含めて、提案する段階でもっと内部協議、明確なものをもって我々に提案していただきたいというふうにも思いますし、今言ったようにノルディック料金の問題も、いろいろ意見も聞いて、出さないのですからあれですけれども、削除するというようなものというのは提案する前の段階で準備不足ではないかなと思うのですけれども、その辺についていかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 ノルディックコースの使用料について、今回提案理由等で説明していない部分については、町政懇談会等において使用料の部分については説明しておりましたけれども、再度内部で協議した結果、今回提案しないというふうな形で決めておりますし、あと今回のノルディックコースの部分については、実質的な町民等の負担が発生しないということでありまして、提案理由のほうからはそのようにノルディックコースの使用料を入れていないとかというふうな表現はしなかったものであります。

あと、条例提案に関して協議をきちんとするようというふうなご指摘をいただきました。これまでも提案に当たっては内部協議をしてきたつもりではありますが、場合によっては皆さんの意見を聞いて、再度協議が必要と判断する場合もありますけれども、引き続き条例提案に当たっては内部協議をきちんとして提案したいと考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第21号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第22号 西和賀町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 西和賀町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

利用形態を明確化し関係規定を整理するとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が制定され、消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。1、湯田農業

者トレーニングセンター及び2、沢内農業者トレーニングセンターの施設使用料の使用時間の区分について、町立公民館条例等と同様に、6区分から3区分に改めるとともに、湯田農業者トレーニングセンターのアリーナや、沢内農業者トレーニングセンターの多目的フロアの使用料について、個人使用は無料としていたものをあわせて明記するものです。

施設使用料については、現在の消費税率3%を10%に改正することに伴い、表のとおりそれぞれ改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 西和賀町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第23号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号

西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

利用形態を明確化し新たに料金設定を設けるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が制定され、消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
それでは、改正の詳細について説明いたします。

5 ページの新旧対照表をごらんください。第6条関係の別表第2中、湯本屋内温泉プール及び太田プールについて、使用時間を実態に合わせて改めるものです。

第13条関係の別表第3、1、雪冷房併設土間付体育館「志賀来ドーム」使用料については、他市町村の類似施設の使用料を参考に管理に要する経費を勘案し、アリーナ、貸切使用、1時間300円を500円に、以下種別、区分、単位ごとに表のとおり使用料の額を改めるものです。

6 ページ、2番、川尻体育館について、使用できない施設及び設備を削除し、川尻体育館と3の湯川体育館の使用区分及び時間区分を農業者トレーニングセンターと統一するとともに、使用料を現在の消費税率3%から10%に改正することに伴い、表のとおり使用時間区分ごとにそれぞれ改めるものです。

5番、湯本屋内温泉プール使用料については、他市町村の類似施設の使用料を参考に管理に要する経費を勘案し、プール、個人使用（1回券）、一般310円を430円に、以下種別、区分、単位ごとに表のとおり使用料の額をそれぞれ改め、備考の1に個人使用（6回券）の有効期間を新た

に設けるものです。

7番の錦秋湖グラウンド使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、表のとおり種別、単位ごとにそれぞれ改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 体育施設の条例ということで、川尻体育館についてお聞きしたいというふうに思います。

川尻体育館は、以前は大規模改修ということで総合計画にもものっていた施設であります。財政上その大規模な改修がいまだにできていないという施設であります。今回時間区分の変更と、あるいは消費税10%に係る値上げということですが、現状の体育館の使用については担当課としてどのように捉えているのですか。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

川尻体育館については、雨漏り等の修繕が必要になっております。その中でも、安全性は確保して、現状の形で使用を許可しているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 雨漏りをして、なかなか雨の日は使用するのが大変だということだと思いますが、条例上は個人使用は無料ということで、団体のみの料金設定ということですが、今回消費税10%という国の決定の中で料金が値上げをされるということですが、今の現状を考えると雨漏りの対応もされず、使用しているという

ことでありますので、料金の値上げにたえるような施設ではないのではないかなというふうに個人的に考えますが、その点についてはいかがですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
施設の修繕等は進んでおりませんが、今回については使用原価については改正で上がったわけではないので、消費税の増税分だけ新設使用料として改正したいということになります。

議長 淀川豊君。

10番 3回制限ですので、最後になりますが、それでは川尻体育館、担当課も雨漏りで大分修繕が必要だということは、もちろん第1次総合計画から大規模改修として事業がのっていた施設でありますから、行政としても認識をしているということだと思いますが、今回は消費税の値上げに伴う料金改定だから妥当だということの認識かというふうに思いますが、今後どのような方向性というか、考え方、その方針についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長 佐藤教育長。

教育長 川尻体育館についてのご質問でございます。

これは、以前同様に淀川議員からもご質問いただいて、その際も私が答弁をさせていただいたところでございます。

現状そのとおり、雨漏りがするですとか、老朽化が著しいというところがございます。第1次総合計画のほうにはそのようにのっているところではございますが、現状の使用のままということで、大規模な改修をとということではなく、もしそこがもう使えない状況になった場合には、近隣、旧川尻小学校の体育館を使用する等、そういった形でそれぞれの運用を行っていきたいというふうに考えておりますし、今回の料金につきましては現行のそれぞれの料金規定の消費税アップということでございますので、値上げ

という意識ではございません。その中で、この川尻体育館が数年後に使用にたえかねる状況になった場合には、そのときに旧川尻小学校等、別な会場に分散して活用していただくというようなことを考えたいと思います。

議長 深澤重勝君。

7番 条例改正で、この条例の案文でなくてちょっと気が引けるのですけれども、関連でお聞きしますが、屋内温泉プールの料金については近隣の、あるいは類似の料金を参考にしたという金額であります。そういう場合に単なる金額の比較だけではなくて、あるいは年間の利用人数等も参考までに聞いておるものですか。それが1点。

それから、きのう一般質問で、この件については今まで投資した金額と毎年かかっている金額を教えてくださいましたが、利用人数が1,000人ということでしたが、はっきりした実数で1,000人ですか、約1,000人という意味だったのですか、その確認をしたいと思います。

それから、ここに一般、高校生、小中学生、幼児、いろいろ区分あるわけですが、これら町内と町外の利用人数を具体的に分離してお聞きしたいのですけれども、お願いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
湯木屋内温泉プールの利用者数ですけれども、1,000人ということですが、約1,000人ということ。29年度は8,773人ですとか、28年度は9,804人ということ、約1,000人ということになります。

(何事かの声)

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
済みません。1,000人というのは、きのうの答弁での回答だったでしょうか。

(何事かの声)

議長 休憩します。

午前11時10分 休 憩
午前11時13分 再 開

議長 休憩を解きます。

佐藤教育長。

教育長 お待たせいたしました。また錯綜させてしましまして申しわけございません。

まず、1,000人という数字についてです。きのう私の答弁の中で、4年間のプール利用の中で、合宿誘致で町内の宿泊の利用状況が4年間で延べ3,903人ということで、1年間だと約1,000人ですというような、その1,000人という数字になっているのだと思います。その数字が今の数字だと思っておりました。ですので、4年間で3,903人、延べ人数です。そちらのほうが数字としての正確なものでございます。

(合宿の声)

教育長 合宿です。町内合宿に泊まった方です。ですので、まずそのところが1点目です。

それから、プールの料金を算出するに当たって、近隣の市町村のプールの利用者を把握したのかどうかということにつきましてですが、料金のほうについては参考にしているところですが、利用者人数について把握して、そこで比較云々ということはしておりませんでした。人数については、近隣市町村のプールと比較は行っておりません。

3点目です。町内の屋内プールですが、町外、町内の利用につきまして、その人数の内訳につきましてはこちらに資料がございません。お時間をいただきながら、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 深澤重勝君。

7番 答弁するほう、必ず議事録で確認するのですが、さまざまな注釈ついたり、いろんな分類しているものを答弁いただくものですから、なかなかわかりにくいのです。ですから、きのう一般質問で、4年間で温泉プールにどれぐらい投資したかということ聞いた上で、温泉プールの年間利用者は何人ですか、利用料金収入は幾らですかという答弁を聞こうと思ったら答

えるものですから、1,000人という感じで、そうすると年間2,700万円、指定管理料がかかって、1,000人やそこらで2,700万円もかけてどうするのだという思いを強くしたわけです。そして、確かに料金設定も幾らだ、幾らだと聞けば、大体200円から400円ぐらい、これは福島あたりまで。ただ、利用人数によって自治体の負担する割合というのは莫大に違ってくるものですから、そのあたり当然勘案しなければいけないだろうなという思いも含めて聞くわけでありまして、そういう観点からすれば、今も申し上げましたように、年間延べ人数がまた改めて、合宿人数ということですが、私はプールを利用して料金いただいている、年間のプールを利用しているのは何人かということを知りたいわけでありまして、合宿人数を聞いたわけではありませぬので、ちなみに参考に合宿で経済効果云々ということをお願いしたかったでしょうけれども、その分を聞いたわけですか。言っている意味わかりますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 ありがとうございます。今のお話のとおり、経済効果というところでお話をさせていただいたところですが、利用数と、純粹にプールの利用者の人数というところにつきましては、先ほど生涯学習課長からちょっと間違った場面でお話をしましたが、30年度は9,458人、29年度は8,773人、28年度は9,804人、27年度は9,214人ということで、9,000人前後、多いときは1万人近くということの利用者人数でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付すること

に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時30分 再 開

議長 休憩を解きます。

続いて、日程第5、議案第24号 西和賀町営長原牧場条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号

西和賀町営長原牧場条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

長原牧場の管理に要する経費を勘案し、使用料の見直しをしようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。第7条、第12条関係の別表中、乳用牛、18カ月以上、1日の料金を240円に、12カ月以上18カ月未満を190円に、6カ月以上12カ月未満を160円に、肉用牛、18カ月以上を230円に、12カ月以上18カ月未満を160円に、6カ月以上12カ月未満を90円に改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 管理に要する経費ということで値上げということは理解できるのですが、そもそも長原牧場への放牧に預ける頭数が減っております。頭数をふやさなければ、そもそも管理に対する経費は増すばかりだと思っております。頭数をふやす対策はどのようにとられているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 飼養頭数の減少が、長原に預ける牛の頭数が減少しているというのはそのとおりでございます。今後どのようにしてふやしていくかということに対しての質問かと思えます。考えられるのは、大規模経営体の受け入れがあれば頭数はふえるものと思われま。以前から大規模経営体に対しまして呼びかけをしているところがございますが、なかなか受け入れになっていないというのが現状でございます。今後につきましても、大規模経営体の意向を把握しながら放牧の頭数をふやしていきたいなというふうに考えてございます。

議長 高橋宏君。

8番 私もそういう大規模農家の人と話することがあるのですが、草が豊富にあるとか、あとどうしても長原牧場に預けた際、けがをした牛がいる等の理由で、大規模農家の方々、すぐ預けるといような傾向になっていないように思われます。今のままで頭数が減っていった場合、極端な話をいたしますと1頭でも預けていけば管理者は置かなければいけないわけで、どの程度の頭数になった場合、閉鎖も含めたことを考えていかなければいけない状況になってきていると思うので、畜主さんと相談しながら、どの程度になったら閉鎖という方向も検討に入っているのか、お伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 飼養頭数の減少が予想される中、現状の経費を投入して町営長原牧場を運営する

ということは非常に難しいなというふうには考えてございます。しかしながら、長原牧場は昭和38年に開牧しております。それ以来、春から秋にかけて公営牧場に牛を預託して、農繁期にゆとりを確保することで、複合経営という形で経営してまいりました。牧場への預託は、飼養に係る労働力負担の軽減、飼養コストの軽減が図られます。そして、農業経営の安定に寄与しているところでございます。今後につきましては、牧草供給とあわせて畜主さんと意見交換を継続してまいりたいと思っております。

具体的などの程度という数字をここで申し上げたいところですが、具体的な数字はまだつかんでございません。ことしも5月30日に開牧してございます。5月30日には16頭入れました。その後、体調悪い牛がいて、今現在は15頭となっております。利用農家は5戸という状況で、このまま秋までこの頭数でいくというわけではなくて、見込みとしましては30頭、戸数としましては9戸というの見込んでございます。その辺の数字をこれから畜主さんと、放牧期間中の中間検討会、あるいは開牧の際の開牧検討会、そういった場で畜主さんと意見交換をしながら、あるいは先ほど申し上げました大規模経営体の方とお話をしながら、見きわめていきたいというふうに考えてございます。

議長 高橋宏君。

8番 今ちょっとお話がありましたように、牧草の供給については非常にニーズがあると思っております。頭数が減った場合には、今分牧とかもしておりますので、全ての牧区を使わないで、一部採草地ということも考えられると思いますので、採草地として牧草の供給をしていたいただきたいのですけれども、それにしてもやはりふだんの草地管理をきっちりしておかなければ、そのことにもつながらないと思いますので、ふだんの牧草管理、毎年の肥料の施肥とか、そういう点についての指導とか実行についてはどのようになっているのかお聞きいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 長原牧場の管理人、今5人体制と申しますか、社員、臨時、パート、さらには畜主さん、そういった方を含めまして今5人の方がエントリーと申しますか、登録しております。その中で、常時2人体制で管理をしていますので、今牧草地の管理という面では、昨年はなかなか体制が整わない中ご迷惑をおかけしましたが、ことしは常時2人あるいは5人のチームワークをもって牧草管理に当たっていききたいというふうに考えてございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今同僚議員が質問したので、その分も大分入っていますけれども、この料金の値上げなのですが、これは約50%ぐらい値上げになるのですけれども、これは当然税込みも含んでなのでしょうけれども、これによって管理費は今まで以上に、これだけ値上げしたことによって、目標頭数も放牧頭数がちょっと把握できないのですけれども、その辺ちょっとお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 現在長原に係る経費は878万6,000円、委託料を含めましてそのくらいかかっています。それに対しまして、収入は58万7,000円となっております。これを今回料金改定することによりまして、経費は平成28年から平成30年度、3カ年の平均となります。これを料金改定した場合、収入が先ほど申し上げました58万7,000円から70万2,000円になる見込みでございます。農家負担という部分の割合が現行ですと今6.68%でございます。これを料金改定することによって農家負担の割合はちょうど10%になるというふうに見込んでございます。

失礼しました。経費というか、改正後の収入でございます。70万2,000円と申し上げましたが、87万8,000円で、農家負担割合は10%というふうになります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 これだけの経費、維持費がかかっている。実際私も、放牧はしていないのですけれども、牛の生産者の一人として、当然必要な施設ですし、今後維持していく上で、これだけ値上げした段階で果たして経営持っていけるのかどうか、ちょっと。実際農家の飼育頭数も減少しているわけです。

それから、これは以前からの料金の規定に対してのあれで、やはりちょっとこの辺で、牛の価格も若干値上がりしていることも事実ですし、今後の見通しからしても、そんなに価格も下がるといような見通しもないので、実際これを経営していく上ではもう少し抜本的な見直しも、生産者からするとどうなのやというのを感じないわけではないのでしょうか、そういう感じがします。

ただ、その上で管理上、生産者というか、利用者が安心して放牧できる管理体制、それがきちんとなないと、1頭でも2頭でも事故につながる、あるいは年間1産の、これは乳牛であれ、肉牛であっても当然ですが、それに生産もきちんとできる体制、やはりそれは管理に、放牧した以上はいろんな課題にもかかってきますので、その辺を私なりにひとつ申し添えておきたいなと思います。

いずれ畜産農家にしては、これをすぐ廃止してしまっは大変だということも当然あるでしょうし、頭数が少なくなってきたから、西和賀の畜産として今後どういう経営に持っていくかというのが大きな課題になっていますけれども、まず1つ放牧の施設について意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論ある方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。
議案第24号 西和賀町営長原牧場条例の一部を改正する条例を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第25号 西和賀町焼地台公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により柳沢安雄君の退場を求めます。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 西和賀町焼地台公園条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

焼地台公園の管理に要する経費を勘案し、使用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第7条、第11条関係の別表の使用料について、ジャンボスライダー、1回券を300円に改め、6回券を5回券に改め1,000円に据え置き、3回券700円を新たに設け、オートキャンプ場、1区画1泊を3,300円に、日帰りを1,700円に、キャンプ場、1人1泊を200円に、日帰りを100円に、テント1張りを200円に改めるものです。

また、備考1のジャンボスライダーの次に「及びキャンプ場」を追加し、備考2にジャンボスライダー3回券及び5回券の有効期限を新たに追加するものです。

次に、附則についてであります、この条例

は令和元年10月1日から施行するものとし、改正前のジャンボスライダー6回券については、従前の例の取り扱いによるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 焼地台公園の料金ということですが、ジャンボスライダー、オートキャンプ場は各改正で値上げをするということですが、キャンプ場については1人1泊あるいは1人日帰り分を安くして、これはテント1張り分を新料金として設定するというので安くしているのか、その辺の詳しい考え方についてお伺いしたいと思います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 キャンプ場の料金ですが、町内には志賀来にもキャンプ場はございまして、その施設の料金体系に合わせた部分があります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 焼地台公園ということで、いろいろ料金をいただいているわけですが、湯田中学校のほうから上がっていきまして、焼地台まで細長い道路がずっと続くわけなのですけれども、車ですれ違うにはかなり狭いのではないのかなと思っております。今そういうキャンプする方々も、前と違いまして、年々ふえている状況かなと思っております。安全性の確保の観点からも、拡張まではちょっと難しいのかなとは思いますが、待避所等、そういう考え方はないのかお聞きします。

議長 建設課長。

建設課長 あそこは町道焼地台線というふうに町道指定にもなっているわけですし、その後に来た焼地台ということで、最初は農道的なもの

から町道に格上げになったというような形で聞いておりました。ただ、道路の拡幅となるとやはり地権者もおりますので、用地の購入等々でなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っています。もしやるとすれば待避所を設けながらというような形になるかと思えますけれども、十分計画を練ってからでないとなかなか進めないものですから、一旦検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論される方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 西和賀町焼地台公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柳沢安雄君の入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長 続いて、日程第7、議案第26号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第26号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

施設管理に係る収支の改善を図るため、使用

料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第11条関係の別表の使用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、使用回数区分に応じ使用者年齢区分ごと使用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 真昼温泉の料金改定ということですが、今回施設管理に係る収支の改善を図るためということで、使用料を見直ししたということの提案理由であります。現行から料金が倍近くになるということでもあります。高くなれば、利用者が減るのではないかなというふうに私は個人的に感じるのですが、その辺も含めて、試算の中で料金を改正後に倍にして、その収支の改善は図られるという、どのような試算をして、こういう見直しをするのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまの質問について私のほうからお答えしたいというふうに思います。

ただいまの質問は、料金を改定することに伴って、今後の料金の総額的な収入金額というのはどうなっていくものか、あとは利用人数についてもあわせてどうなったというふうなお話だ

というふうに思います。

まず、料金につきましては、今回倍近い料金というふうなお話は出ましたけれども、これは町政懇談会であれ、全員協議会であれ、ずっとご説明をしてきたとおりでございますので、改めてご説明をさせていただくことはいたしませんけれども、いずれ物価統制令は現在岩手県知事の指定において、大人の方の料金が430円であるといったこともございますし、近隣市町村についての調査につきましては9市町村をさまざま調べておりまして、西和賀の料金は逆に言うように異常に安いような状況でございます。

そういった中で、現在の施設の利用状況というのが町内と町外がございまして、利用の多くは町民の方の利用が非常に多い状況でございます。一部町外の方がある施設もございまして、そういった中で、1回券につきましては大幅な金額の制定をさせていただいたところでもございますけれども、1カ月券の利用が非常に多い状況でございまして、そういった中で、これ具体的な数字算定というのは非常に難しいところではあるのですが、基本的には町民の方々は減るというよりは、人口減少において減っているというのはあっても、基本的には同じ人数が来ていただけるものであろうという考え方を持っております。

町外の方につきましては、観光誘客の中で、全体としては減っている状況ではございますけれども、同じグラフの中では、そういった見方の中では、多少減少はされていくものであろうというふうには思っています。

ただ、昨年、沢内バーデンの例で言いますと、昨年4月に300円から400円に料金改定をいたしました。このたび1年間の状況を確認させていただいたところ、確かに利用人数は減りました。これは、どうしても町内10施設の温泉施設がある中で1施設のみの値上げだったものですから、その分周りが若干ふえているところも中にはございます。そういった中でも、300円でやって

きた収入の合計額と、400円に上げて若干人数は減りましたが、その合計額はほぼ同じ状況であるというふうな見方です。

細かい数字としては、こういった金額でという算定は具体的にはし切れないところもありますので、全体を上げさせていただいた上で、いかに今後、町民の方々は同じであったとしても町外からの誘客を図っていきながら、しっかり……全て収支均衡になるわけではございませんけれども、あり方も含めて検討していく中で、誘客を図りながら幾らかでも収支を改善していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 今課長からいろいろ答弁があったわけですが、今回物価統制令であるとか、もちろんほかの地域に比べて1回券が350円という入浴料金は安いということ、私もすごく思います。どこに行っても400円以上ということで、私も感じておりますが、今回料金が今までよりも、今までが安いと言いながらも倍になるということでもありますので、地域の皆様方が使う施設としては、観光施設としての温泉というよりも公衆浴場的な、そういう感覚でご利用されている方々もたくさんいらっしゃるのではないかなというふうに思います。ちょっと今回の料金を値上げするというのと一緒に何かもう少し、これまで以上に施設を利用させていただきたいというふうな、そういう特別な考え方というか、何か今までと違ったことをやっていくというふうな、そういう考え方が今現在あるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 条例改正の中ではそういった文言は当然ないわけでございますけれども、現在公共温泉施設10施設は、全て委託もしくは指定管理の中で運営をされております。そういった中では、指定管理者、委託者に対して具体的な利

用者へのサービスといったものは、例えば掃除をもっとまめにできるようにするですとか、あとは使用している、細かい話ではございますけれども、シャンプーであるとか、コンディショナーであるとか、あとはドライヤーであるとか、そういった細かいところについては現状の状況を改めて確認させていただきながら、しっかり指定管理者もしくは委託者と相談をさせていただきながら求めていきたいというふうに思います。

ただ、年度当初でもございますので、当然今年度予算の中で各指定管理者等ともやられているところもございますから、そういったところも踏まえてしっかり協議をさせていただきたいし、検討もさせていただきたいというふうに思っております。

議長 柿澤繁俊君。

11番 今十分と言われましたけれども、住民の皆さんは洗い場が少ないということ、シャワーが少ないということで、混むから時間帯を考えて行かなければあれだという声があります。これは、前々からお話ししていることなのですが、これも、全然改善されない。やっぱりこういうふうな一回に値上げされるのならば、そういうふうな声が届いていなければならぬと思うのですが、どういうことですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、どちらの施設の話なのかちょっと……

(真昼温泉の声)

観光商工課長 真昼ですか。真昼温泉につきましては、そもそも用地の問題があるわけでございますけれども、崖地でもございますし、面積自体を広げるという考え方ではなくて、今料金改正につきましては現在の収支の状況から、収入に対して支出が多くなっていることを踏まえた上での料金改定をさせていただこうというのがまず1つの考え方でもございましたし、今後の施設につきましては、議員おっしゃるとおり、そういう声があるといったこともしっかり受け

とめながら、あり方の中でどのようにしていくのかを検討していきたいというふうに考えております。ただ、今確実にこうであるというようなことは言えないところもございますので、まずはさまざまな町民の声を聞かせていただきたいというふうに考えております。

議長 柿澤繁俊君。

11番 わかっていないと言われればわかっていないのですけれども、課長も行ってみればわかると思いますけれども、非常に狭いこれがあるのだと思います。もともと狭い施設ですからしょうがないかなと思うけれども、やっぱり混んだ場合には非常に使いづらいかと思います。さっきから住民懇談会のこのことが出ていますけれども、ちょこっとこれを伺いたいのですけれども、まず田植えの一番忙しい時期に住民懇談会を行ったということは過去に例がないと、記憶にないことですが、この時期に無理やりやった理由は何か。第2次総合計画の説明が主で、使用料の改正、それにつけ加えた形になっている。総合計画の説明は、今後の時期に必ず行わなければならないことではないので、使用料等の改正を住民に丁寧に説明し、納得いくものではなく、議会前に使用料改正の住民説明を行ったという当局のアリバイにすぎないと感じているが、これはどうですか。

もう一点は、今回の懇談会の出席者は6会場全体で51名、職員参加も加えると68名と聞いているが、ある会場では住民が2人しか来なかった会場もあると聞いている。5月13日の全員協議会での議員への説明では、議員から積極的に団体等に声がけをして参加するべきとの提案があったが、町長は行わないとのことだった。今回の結果を踏まえて、どう考えても住民への説明が不足していると考えるが、改めて使用料改正の住民説明会を行うつもりがあるのか、ある場合はどのようにして住民に足を運んでもらうのか、町長に伺いたい。

議長 企画課長。

企画課長 まず、企画課のほうから時期の設定についてお答えしたいと思います。

まず、時期の設定でございますけれども、確かに田植えの忙しい時期に重なってしまいました。ただ、第2次総合計画が始まって2年目ということで、その事業内容を早急に皆さんにお伝えしたかったという部分もございます。若干選挙等と重なった部分でずれ込んで、その時期に入ってしまったという部分もありますので、今後、来年度以降実施する場合にはその辺も考慮しながら対応していきたいというふうに思っております。

あとは、参加者のことなのですけれども、例年ですと夜の開催という形で開催をしてみましたが、いろいろご意見をいただいた中で、日中でないと、夜は例えば料理の関係で家を離れられないだとか、そういったご意見もございまして、日中の開催も3回ほど今年度行ったところでございます。確かに議員おっしゃいますように2名という参加者のところもございました。今後その辺も踏まえながら、いろいろ考えてはいかなければならないものというふうに感じております。

あと、会場は6会場で今回設定させてもらっております。昨年度までもそのような形で設定はしてはしておりましたが、特に場所に限った地域の方にお集まりをいただくという形ではなくて、どの会場においても参加できますよという形の呼びかけをさせてもらったところではございました。その辺は、今回ある地域では別の会場からいらっしゃった若い方からの発言等もございましたし、そういう部分ではまずよかったのかなという面もございます。

以上でございます。

議長 柿澤繁俊君。

11番 やっぱり高齢化しているので、なかなか遠くには行けない、6会場でも行けないというときには、やっぱりもう少し広く考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、ど

うですか。

議長 企画課長。

企画課長 会場の箇所数のことをごさいますけれども、町政懇談会は6会場で実施してごさいますし、あとまちづくり懇談会という形で、各地区団体、また有志のグループでもよろしいのですけれども、そういった形でご要望いただければ、町としては三役を連れてという言い方が正しいかあれですけれども、出向きますので、そういった形での対応もしておりますので、そちらもご活用いただければというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 2点ほど。これ温泉事業、ここの議案第26号から第31号までですので、これにずっと関連した質問になると思うのですけれども、1つは65歳以上の高齢者に関して、180円から350円へ、6割から8割上がるということだったのですけれども、仮定としてなのですけれども、バスも有料化になります。バスでもし温泉に通っている人を仮定しますと、往復200円がこれにプラスになるということです。1回180円を入れた人が1回550円払わなければ入れないと、こういう方々もいるということをご考慮した料金だったのか。また、こういう方を10月からどのように手当てをするのかというのが1点。

全体を通してなのですけれども、この温泉事業、町政懇談会、全員協議会での説明で、昨年私質問した際に1億3,000万円の赤字だったけれども、精査した結果9,000万円だと、4,000万円、それほど経費はかかっていないと。収益において、今回の値上げで2,300万円アップする予定で、そのうちの1,800万円は温泉事業でアップすると、約2,000万円ぐらいアップすると。これいろんな数字の出し方とかあるとは思いますが、説明会でそういう数字を出されますと、4,000万円ぐらい経費は実はかかっていなくて、2,000万円ぐらい今回でアップすると、温泉事業はこのままもしかすると続いてい

くのかなと、温泉はずっと維持できるのかなと思う住民がいると思います。

しかし一方で、町長は全部の施設を維持するのは無理だと、そういう認識を持っております。対象地域の方々からすると、お風呂の問題ですから、毎日にかかわる問題です。もしこの施設全部維持できないという地域の方にしてみると、今発表されて秋からですというような、そんな簡単な問題ではなくて、1年以上かけて住民と懇談していかなければならない問題だと思います。

町長は、今回3期目の出馬に当たって、取捨選択をすると、住民の反対があってもやるという中で、私はこの温泉事業というのは大きな目玉になると思うのですけれども、その任期を逆算して考えていきますと、この温泉事業の抜本的問題解決をしなければ、今回の料金改定とかという問題ではないと思うのです。料金を出すのであれば、抜本的にどこの施設を閉鎖しなければいけないという案を同時に出しながら、ですけれども、その前にまず今回の値上げでは、なかなか町の財政が厳しいので、1,800万円程度の収益を見込んで出しますけれども、全体像としてはこういうことかというのをあわせて出さないと、住民にある意味期待と不安を与えてしまって、易しい説明ではなかったのかなと思うのですけれども、この点について見解をお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 さまざまなご質問をいただきました。

まず、おでかけバスで行き帰り往復で100円、10月以降の話ですけれども、100円、100円の200円を考慮した料金設定なのかというご質問についてですけれども、当然受益者負担という考え方の中で料金設定はさせていただいている状況ではごさいますし、おでかけバスの説明は私からちょっとあれですけれども、そういった検討の中でバス料金というのは当然考えており

ません。おでかけバスに限らず、お風呂利用者は自家用車を使われる方も当然いらっしゃると思いますので、そういったことを加味した形ではないということでございます。

また一方で、高齢者のお話もちよっと出ましたけれども、物価統制令の金額であれ、他市町村の金額設定であれ、町民の高齢者を安くしているというのはほとんどない例でございます、西和賀は実は高齢者に対しては安くしているというのが現状でございます。そういったところも踏まえながら、ぜひご理解をいただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、金額のお話、今いろいろと高橋議員からいただきました。約7,300万円の収入に対して1,700万円というお話で、差額としては9,000万円ではなくて9,800万円、約1億円近い金額であって、4,000万円ではなくて3,000万円ぐらいで、修繕費であるとか、工事費であるとか、源泉管理費などは約2,000万円ぐらいというような話で、そこはちょっともう一度改めて説明させていただきました。

一番の問題は、公共温泉施設の今後のあり方と料金の設定をあわせて考えるべきであろうということだというふうに思います。私も当然そのとおりだとは思っております。ただ、料金改定につきましても、昨年からかなり協議を内部で進めてきておりまして、その提案にはかなりの月数もかかっております。

あり方につきましても、当然議員おっしゃるとおり、住民の方々との意見交換をしながら方向性を出していかなければいけないというふうに考えておるところで、これにつきましても全体の公共施設のあり方の中で、温泉施設はある程度特殊なところもございますので、全体10施設をどういった形でやっていくのかという方向性をしっかり示したいというふうに考えておるところで、それにはやはりどうしても時間もかかるというのはご理解いただきたいところだというふうに思います。

今回料金設定につきましては、過去に5%から8%に上げるべきところを10%に上がる時期が非常に近かったということもございまして、そういったところから10%に上がる際には上げさせていただこうというふうに考えておったところでございまして、今回そのタイミングが10月1日であったということだけでございます。

考え方は、料金改定も当然行いながら、あり方についても方針を示させていただいて、そういったところでまた収支につきましては状況が変わるかと思しますので、改めましてそこら辺についてはしっかり検討させていただきながら、皆さんにお知らせして一緒に協議をさせていただきながら、ご意見もいただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長 細井町長。

町長 先ほどの質問でございます。当然運営上の収益が厳しいという実態を踏まえて、その改善は必要というのが当然だろうというふうに思います。その改善が必要な部分の一部にはすぎないのですけれども、他市町村との比較等の上から料金改定に及ばざるを得ないということで、今回の消費税の改定の機を捉えて提案したものでございます。

なお、一部分の改善にすぎないということであって、根本的に選択と集中という形で対応していかないと町の全体の財政上に課題を残すということですので、これも相当な時間と吟味が必要ということから、料金改定と一体となつて全てということにはいかない事情もありますので、そこはご理解を願いたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 最初の高齢者の550円になるという部分に関しては、もちろんバス料金は有料化することなのですからけれども、町外に関して減免しているところは少ないというような話だったので、毎日でなくても、例えばお風呂の日とかというのを設けて、その日は安く入れ

るのだよという日を設けないと、とても1回550円で、今まで180円の人に550円が入ってくださいと言っても来ないであろうと。何かしらの対策は考えるべきではないかということです。

あと、私考えるに、細井町長は湯田町時代の町長も経験しておりますし、合併自治体になっても3期目を迎えております。ある意味一番この温泉事業に関して、このままいかないという状況を一番先に把握していると思いますし、合併してから15年過ぎると特例の措置もなくなると。こういう財政状況も一番把握している方で、この危機感を一番感じている方だと思いますから、昨年質問したときに全ての施設を維持するのは無理だという、その認識は多分我々よりも早くしていたと思うのです。ですからこそ、政治判断を早くしなければいけない時期はもう過ぎているのではないかと私は思います。ですから、今回の提案に関しては抜本的な改革案も示していかないともう間に合わない状況ではないかということでの質問でしたので、重ねてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 議員さんの発言のと通りの認識をしているというふうに重々思っております。遅かったということの指摘もありますけれども、ですからできるだけ早く方向性を示したいというふうに考えております。

議長 これ一般質問ではないので、3回制限はしないつもりでいますけれども、それを認識した上でご質問ください。

高橋宏君。

8番 これ最後となると思います。

先ほど言いましたように、対象地域の方々にしてみますと、毎日使うお風呂であって、もしかするとお風呂がうちにはないという方もいると思うのです。極端な話といいますか、もし自分が毎日入っているお風呂がなくなるというような案が示されますと、この町から出ていくしかないというような方が出るかもしれない。

本当に重要な問題だと思うので、ですからそういう方々への手当でも含めた中で提案しないと、なかなかこの問題解決は難しいと思います。ですから、私は早くやってほしいという話をしているのであって、そういうことを考慮しながら、今回の提案は一緒にやるべきなのではないかなという意見です。回答要りません。

議長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論される方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第26号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで1時20分まで休憩いたします。

午後 零時20分 休 憩

午後 1時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここで生涯学習課長より発言を求められております。

生涯学習課長の発言を許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

午前中に深澤議員さんから問い合わせのあった件です。湯本屋内温泉プールの利用人数については教育長のほうから報告していただきましたけれども、そのうち町内と町外の利用の状況について教えてくださいということだったので

すが、町内と町外の利用者についてカウントを実績ではかっているものはありませんでしたので、明確な数字は出せないという状況です。

以上です。

議長 続いて、日程第8、議案第27号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により柳沢安雄君の退場を求めます。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第27号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

施設管理に係る収支の改善を図るため、使用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第11条関係の別表の使用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、使用回数区分に応じ利用者年齢区分ごと使用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第27号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柳沢安雄君の入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長 続いて、日程第9、議案第28号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第28号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

施設管理に係る収支の改善を図るため、利用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第10条関係の別表の利用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、利用回数区分に応じ利用者年齢区分ごと利用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第28号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第29号 西和賀町老人憩の家条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第29号

西和賀町老人憩の家条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

施設管理に係る収支の改善を図るため、使用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第10条関係の別表、1、個室使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、表のとおり区分ごとに改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

2、入浴室使用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、使用回数区分に応じ使用者年齢区分ごと使用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第29号 西和賀町老人憩の家条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第30号 西和賀町農村景観活用交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第30号

西和賀町農村景観活用交流施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

施設管理に係る収支の改善を図るため、使用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第12条関係の別表、1、多目的室等使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、

表のとおり区分ごとに改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

2、入浴室使用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、使用回数区分に応じ使用者年齢区分ごと使用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第30号 西和賀町農村景観活用交流施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第31号 西和賀町森林体験交流センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第31号 西和賀町森林体験交流センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

利用実態等を踏まえ開館時間の見直しをするとともに、施設管理に係る収支の改善を図るため、使用料の見直しをしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。第6条第1号及び第2号のとおり、開館時間を改めるものです。

第12条関係の別表、1、林産物販売スペース使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、1,000円を1,040円に改めるものです。

2、入浴室使用料については、町内公共温泉施設全体の収支状況、近隣市町村との料金比較、さらには物価統制令による岩手県知事の統制指定額を勘案し、使用料改定を行うもので、使用回数区分に応じ使用者年齢区分ごと使用料金をそれぞれ改めるものです。

備考欄における文言についても、あわせて改めるものです。

次に、附則についてであります。令和元年10月1日から施行し、改正前の11回券、1カ月券については従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第31号 西和賀町森林体験交流センター

条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第38号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第38号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、除雪ドーザ。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,831万5,000円。
- 4、契約の相手方、岩手県北上市村崎野15地割233番地2、コマツ岩手株式会社花北営業所、

所長、成田恵久。

参考までに、納期は令和元年12月23日、指名業者は町外4社、入札は5月24日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第38号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第39号 町道弁天線 厳島橋橋梁補修工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第39号 町道弁天線 厳島橋橋梁補修工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、町道弁天線 厳島橋橋梁補修工事。
- 2、工事場所、西和賀町沢内字猿橋地内。
- 3、契約金額、9,790万円。
- 4、請負者、西和賀町沢内字弁天25地割7番地、有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。

参考までに、工期は令和2年1月15日、指名業者は町内4社、入札は6月6日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第39号 町道弁天線敵島橋橋梁補修工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第40号 東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第40号 東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、原子力発電所事故による風評被害対策として、いわて型牧草地再生対策事業により行った牧草地除染関連事業に係る平成27年度の町負担分の費用49万4,804円について損害賠償を求めておりますが、相手方が支払いに応じないものについて、紛争を解決することを目的に設立された原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わります。

ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第40号 東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案は、高橋到君、北村嗣雄君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋到君。

5番 発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨。新たな過疎対策法の制定に関する意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものです。

発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

それでは、読み上げていきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年6月14日、岩手県西和賀町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいをします。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第2回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 1時51分 閉 会